



鳥取県公報

平成 25 年 12 月 3 日 (火)
第 8 5 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (849) (福祉保健課) 2
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (850) (〃) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (851) (長寿社会課) 2
	肥料の登録 (852) (くらしの安心推進課) 2
	肥料の登録の有効期間の更新 (853) (〃) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (854) (森林づくり推進課) 3
	遊漁規則の変更の認可 (855) (水産課) 4
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (856) (東部福祉保健事務所) 5
◇ 公 告	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活環境課) 6
◇ 調達公告	落札者の決定 (物品契約課) 6

告 示

鳥取県告示第849号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
ひふみ薬局	鳥取市行徳一丁目103	平成25年11月1日
えりい歯科クリニック	東伯郡北栄町弓原293-2	〃
ヤマト薬局	西伯郡南部町倭381-9	〃
徳吉薬局でんえんちょう	鳥取市田園町一丁目242-1	平成25年11月2日

鳥取県告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ヤマト薬局	西伯郡南部町倭381-9	平成25年10月31日

鳥取県告示第851号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
とっとり支え愛活動支援補助金（先進的な取組等への補助事業）審査会	とっとり支え愛活動支援補助金（先進的な取組等への補助事業）の補助対象事業の採択に関する事項	平成25年12月3日から平成26年3月31日まで	長寿社会課

鳥取県告示第852号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成25年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第551号	肉骨粉	チキンミール	窒素全量 9.0 りん酸全量 7.0	該当なし	米久おいしい鶏株式会社 東伯郡琴浦町中尾84-1	平成25年10月 2日

鳥取県告示第853号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成25年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第542号	蒸製毛粉	ニューフェザーミール	窒素全量 12.0	該当なし	米久おいしい鶏株式会社 東伯郡琴浦町中尾84-1	平成25年10月 12日から平成 31年10月11日 まで

鳥取県告示第854号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町石井谷字安本35、35の1、37の1、44、44の1、字牛ヶ平97、98、408、409の2、410、字上栝ノ内99、100の1、字坂畑205、205の1、206、419、420の1、423から426まで、字大平ル411から416まで、字大畑ヶ417、417の1から417の3まで、418、字渡りセ427の1、427の2、字二ツ谷影ヶ438、438の1、字石原畑ヶ影ヶ440、440の1、字牛ノ尾441、字仲ノ谷444の1、字石原畑445、445の1、字二ツ谷449、449の1、字大蛇崩453の2、字釜ヶ谷454の2、字コケラバ455の3、字桃木平456の1、456の2、字仲ノ谷ノ内466の3、字牛小屋谷468、469の2、字登り尾平ラ470の2、470の3、字滝ノ口影平471、471の1、字セマト影平472、472の1、字広畑影平473、473の1、字別当畑481から483まで、字苧尾ヶ谷484、485、489、字尾エゴ530、531、字尾平555、国府町菅野字本谷76の2、76の12から76の21まで、76の23から76の27まで、字ショウブ谷78の1から78の12まで、国府町栃本字大杉ノ上66、70の1、71の1、72、72の1から72の3まで、73、73の1、73の2、76の1、76の2、76の4、字チャコ588の1、588の2、592、593、593の1から593の3ま

で、594

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町石井谷字坂畑420、字足原578、国府町大石字下タ乳ケ平ル969の1、970の1、970の2、字屋奈ケ坂971の1から971の3まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第855号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合
米子市熊党 323-1

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第3号

3 認可に係る変更の内容

平成 25 年鳥取県告示第 667 号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
-------	-------

<p>3(1)・(2) 略 (3)ア・イ 略 ウ(ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣(友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域</td> <td>6月1日から 9月25日まで</td> </tr> <tr> <td>日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～サ 略 (4) 略</p>	区域	期間	日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域	6月1日から 9月25日まで	日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域		日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域		西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域		西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域		<p>3(1)・(2) 略 (3)ア・イ 略 ウ(ア)・(イ) 略 (ウ) 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣(友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁法により行ってはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域</td> <td>6月1日から 8月31日まで</td> </tr> <tr> <td>日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域</td> <td>6月1日から 9月25日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ～サ 略 (4) 略</p>	区域	期間	日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域	6月1日から 8月31日まで	日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域		日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域		西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域		西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	6月1日から 9月25日まで
区域	期間																												
日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域	6月1日から 9月25日まで																												
日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域																													
日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域																													
日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域																													
西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域																													
西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域																													
区域	期間																												
日野郡日南町生山の生山橋上流端からその2,300メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域	6月1日から 8月31日まで																												
日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域																													
日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域																													
日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域																													
西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその880メートル下流の野上川合流点までの区域																													
西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	6月1日から 9月25日まで																												

4 変更後の遊漁規則の施行の日
 平成25年12月3日

鳥取県告示第856号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に

基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月3日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社 いたくら	八頭郡八頭町 船岡354-1	サンサンファーム元 輝	八頭郡八頭町池田 73-4	就労継続支援B型	平成25年12月 1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成25年12月3日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

- (1) 開催日時 平成26年1月18日 午前10時から午後3時まで
- (2) 開催場所 米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間
- (2) 講習課目
ア 空気銃の所持に関する法令
イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 9,700円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 可搬型モニタリングポスト 11局 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 25 年 10 月 30 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日立アロカメディカル株式会社松江営業所
島根県松江市学園一丁目 9 - 3 |
| 5 落 札 金 額 | 38,829,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 25 年 9 月 20 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
鳥取市東町一丁目 220 |